

情報通信審議会 電気通信事業政策部会 電話網移行円滑化委員会（第23回）議事録

1. 日時 平成28年12月2日（金） 10:01～11:59

2. 場所 総務省8階 第1特別会議室

3. 出席者

① 電話網移行円滑化委員会構成員

山内 弘隆 主査、池田 千鶴 委員、井手 秀樹 委員、内田 真人 委員、
大谷 和子 委員、北 俊一 委員、関口 博正 委員、長田 三紀 委員、
(以上、8名)

③ 総務省

富永総合通信基盤局長、巻口電気通信事業部長、秋本総合通信基盤局総務課長、
竹村事業政策課長、安東事業政策課調査官、堀内事業政策課企画官、
影井事業政策課課長補佐、宮野事業政策課課長補佐、藤野料金サービス課長、
柳迫料金サービス課課長補佐、荻原電気通信技術システム課長、杵浦電気通信技術
システム課課長補佐、廣重番号企画室長、神田番号企画室課長補佐、
三田データ通信課長、湯本消費者行政第二課長

4. 議題

- (1) 論点整理について
- (2) その他

○山内主査 おはようございます。本日は皆様、お忙しいところをお集まりいただきまして、ありがとうございます。定刻でございますので、ただいまから情報通信審議会電気通信事業政策部会電話網移行円滑化委員会第23回を開催いたします。

本日の出欠状況ですけれども、相田委員、石井委員、酒井委員、三友委員がご欠席となっております。また、大谷委員は少しおくれたの参加ということでございます。

それでは、事務局から配付資料の確認をお願いいたします。

○宮野事業政策課補佐 事務局より配付資料の確認をいたします。議事次第に記載しておりますとおり、本日の資料は、資料23-1から23-3までの3点、及び、参考資料23-1から23-3までの3点の計6点となっております。過不足等ございましたら、事務局までお知らせください。

なお、恐れ入りますが、本日はワイヤレスマイクを使用することとしております。ハウリング防止のため、お手数ですが、ご発言の後にはスイッチをお切りくださいますよう、ご協力をお願いいたします。

以上でございます。

○山内主査 皆さん、よろしゅうございますか。

それでは、議事に入りたいと思います。

本日の議題ですけれども、論点整理となっております。これまでのこの委員会で、各検討項目について議論を重ねてまいりました。その中で、各委員からさまざまなご意見をいただいているわけでございますけれども、本日の進め方としましては、論点整理に入る前に、まず、論点整理項目に関係する委員からの主な意見、これを事務局からご紹介いただきたいと思います。

その後に事務局から説明いただきますが、論点整理は「基本的考え方」、「『利用者対応』として求められる要素」、「『事業者対応』として求められる要素」、この3つのパートからなっています。

各委員における議論の時間を一定程度確保するために、本日につきましては、今の3つのうちの「基本的考え方」と「『利用者対応』として求められる要素」について事務局からご説明いただいて、それぞれを議論していただくということにしたいと思います。最後の「『事業者対応』として求められる要素」につきましては、次回の委員会で扱うこととしたいと思います。

それでは、まず、論点整理項目に関係する委員からいただいたご意見、これを事務局

からご説明いただきたいと思います。よろしくお願ひいたします。

○安東事業政策課調査官　それでは、資料23-1をお手元にご用意ください。論点整理項目に係る、これまでのこの委員会においての委員の皆様の主なご意見を、テーマごとに抜粋してございます。

1 ページ目をご覧ください。後ほど、資料23-2でご説明する論点整理の項目立てに沿いまして、テーマごとに、各委員会における主な発言をご紹介します。

2 ページ目をご覧ください。まず、移行後のIP網のあるべき姿について、基本的な考え方に関する主な意見をご紹介します。

1 ポツ目、1 行目後段ですが、将来の最終的な方向として光IP電話の提供形態で事業者選択を実現すべきかを整理する必要がある、IP電話をいかに早期に移行するかという方向性で考えていく必要がある、というご意見でございます。

2 ポツ目も同様のご意見でございます。

3 ポツ目、3 段目で、最終ゴールである光IP電話へ移行する上で、各種論点を比較・検討していくことが必要というご意見でございます。

4 ポツ目も同様のご意見でございます。

5 ポツ目、とり木であるメタルIP電話より、もう少し先にスムーズに移行すべき。先を見据え、いろいろな競争を活発化させる仕組みをきちんと考えていくことが必要とあります。

最後の6 ポツ目でございますが、あくまでもメタルIP電話は暫定的な位置づけで、行き先としては光IP電話の世界に行くものと理解、というご意見でございます。

3 ページ目をご覧ください。続きまして、1 ポツ目でございますが、2 行目、どのような変数があつて、どう変えれば光IP電話への円滑な移行ができるのかということ、未来を見据えて、数字をもって戦略的に考えていくことが必要、というご意見でございます。

また、2 ポツ目も同様の、光IP電話に移るような形の政策形成をお願いしたいというご意見ございました。

このように、光IP電話に向けての取り組みということが多く論じられてきたものでございます。

4 ページ目をご覧ください。次に信頼性・品質の確保といたしまして、技術基準の関連でご議論いただきました委員会についての主なご意見をご紹介します。

まず、メタル I P 電話等の技術基準の必要性についてご議論がございました。

1 ポツ目、メタル I P 電話用の技術基準・品質基準があるほうがいいのではないかと。例えば、従来の O A B - J だと、品質を積み上げて、エンド・エンドで品質を担保しましょうという考え方だったが、今回のメタル I P も通用するかはわからないというご意見です。

また、2 ポツ目でも、コストが変わるなら考える必要はあるかもしれないが、変わらないのであれば、品質がよいほうに寄せたほうがいいのではないかと技術のご指摘がございました。

また、3 ポツ目で、最後の 3 段目でございます。ソフトウェア化が進むネットワークの中で、今の技術基準を守っていればそれで全部足りているかという、必ずしもそうではないというご指摘がございました。

続きまして、移行に伴う局給電に係る説明・周知等の必要性についてもご議論がございました。

1 ポツ目、1 行目後段でございますが、光になると、原理的に局給電はかなり難しい。2 行目後段、光 I P 電話は停電時には使えないことをきちんと説明する必要がある。

2 ポツ目、停電時に電話が使えないことの理解を深めて世論を形成していくことは非常に重要。局給電の観点から、ネガティブな世論が形成されてしまうと、光 I P 電話の普及や将来に向けた光化が遅くなるのではないかと。

3 ポツ目、1 行目後段、局給電がなくなることについて同様に P R する必要があるというご意見でございます。また、3 行目後段、電池ケースなどについて、NTT だけではなく、端末メーカーも含めて、もう少し手にしやすいものをつくらないと普及は難しいのではないかとご意見がございました。

続きまして、5 ページ目をご覧ください。「ユニバーサルサービス」への影響に関する委員会でのご議論をご紹介します。

メタル I P 電話に係るユニバーサルサービスのあり方について、各種ご議論がございました。

1 ポツ目、2 行目、とまり木的に行われるメタル I P 電話については、利用者からすればメタル電話とメタル I P 電話を選べる状況にはないため、メタル I P 電話はメタル電話と同じようにユニバーサルサービスの対象となるべきというご意見がございました。

2 ポツ目もおおむね同様の意見でございまして、メタル I P 電話と今のアナログ電話

は非常に近いということのご指摘でございます。

3 ポツ目に関しましても、2 行目、今のメタル回線と全く同じであって、ユーザーにとってみると何も変化がないことを感じてもらうネットワーク変更を考えているということ的前提にする限り、メタル時代の規制をそのまま引き継ぐというのがメタル I P 電話の使命というご意見がございました。

6 ページ目、ユニバーサルサービスの続きでございますが、光 I P 電話に係るユニバーサルサービスのあり方についてもご議論がございました。

1 ポツ目、将来的には光 I P 電話も議論の対象に入れていく必要があるが、今のところ、光 I P 電話のコスト構造が明らかにされていない。2 行目、メタル I P 電話は少なくとも入れることには賛成するが、光 I P 電話を議論の中に含めるのは時期尚早な気がする。早目の議論をスタートすべきだが、コスト構造を明らかにして、モデルの中はどう取り込むかという長い議論をした上で判断すべきというご意見でございます。

4 ポツ目、2 行目、今後のネットワークのあり方を考えたときに、日本のネットワークはこうあるべきという方向のもとに、ユニバーサルサービスの制度設計が行われるべきというご意見がございました。

5 ポツ目の後段でございますが、政策の中で、光 I P 電話に行くような何らかのインセンティブを付与していかないと、いつまでもメタル I P 電話でとまってしまう。結局、光 I P 電話に移るような形の政策形成をお願いしたいというご意見でございます。

続きまして、7 ページ目、利用者料金規制のあり方に関する委員会の主な議論をご紹介します。

まず、メタル I P 電話に係る利用者料金規制の必要性に関してのご意見でございます。

1 ポツ目、利用者からすればメタル電話とメタル I P 電話を選べるという状況ではないため、メタル I P 電話がメタル電話と同じように、プライスカップの対象となるべきというご意見でございます。

次に、光 I P 電話に係る利用者料金規制の必要性についてのご意見でございます。

2 ポツ目でございます。光 I P 電話についてはブロードバンドが前提となっており、プライスカップ規制を N T T 東日本・西日本の F T T H サービスあるいは光 I P 電話に適用するかどうか、慎重に検討していく必要があるのではないかとご意見もございます。

また、この先のトータルコストを見たときに、我々はどちらを選択すべきか、もう少

し情報をいただかないと、というご意見もございました。

8 ページ目をご覧ください。INS ネット（ISDN デジタル通信モード）に代表されます、利用者保護ワーキンググループで主に検討いたしました、移行に伴い終了するサービス等の扱いについて、主な意見をご紹介します。

まず、INS ネット（デジタル通信モード）の終了に関する調整を進めていくにあたりNTTが留意すべき点といたしまして、1 ポツ目、代替サービスの確保について、料金・品質が極力イコールであるということは大切だが、コストも非常に大切。特に一般の消費者が利用しているようなサービスが終了する場合は、料金の問題は非常に大きいというご指摘です。

2 ポツ目、後段で、ISDNが持っている安全性がきちんと確保できるような代替策を整備していただければ心配ないと。

また、一番下から2つ目のポツでございますが、NTTの体制整備という点で、2つの面があるという指摘がございました。NTTの内部管理の仕組みと対外的な窓口の2つと。取りまとめの資料においても、窓口としての明確化ということを改めて入れていただきたいというご指摘でございます。

また、同じく、最後のポツで体制の整備でございますが、NTTの体制がきちんとしていることが外にきちんと見えて初めて一般の人は安心する。2行目後段、大企業から個人に対してまで全て丁寧な対応ができているということ、ぱっと見てわかるということも重要であるというご指摘がございました。

9 ページ目をご覧ください。次に、他の事業者によって十分に提供されないような電気通信サービスを終了しようとする場合のルールのある方についてもご議論がございました。

1 ポツ目、今後終わっていく公益性の高いサービスが幾つか考えられる中、利用者の保護の観点では、周知という事項だけではとても足りないものが多いと。3行目の後段で、制度的に導入するような仕組みを設けていく必要があると。具体的には、5行目の後段ですが、準備の期間を提供するとともに、かわるサービス等について検討を行う期間を与える。そういった仕組みを導入する必要があるというご意見でございました。

また、2ポツ目で、今回の件は何かルールがあって、そのルールのもとで進めていくということができれば、さらにより対応ができたと思うと。この点から、法的な裏づけのある制度として導入を検討していく時期ではないかというご意見もございました。

4 ポツ目でございます。サービス終了についてルール化を今回必要だと感じ、委員の先生方もそこに賛成したということは、ルール化というツールを考えついたということに評価をしていると。今後これが有効になると確信しているというご意見でございます。

また、最後のポツでございますが、ルール化についても、その方向でよいと思うが、何でも承認が必要というわけではなく、うまくつくる必要があるというご意見がございました。

10 ページ目をご覧ください。その他といたしまして、2 ポツ目、初期のころNTTの対応に比べ、利用者保護ワーキング取りまとめにおいては、懇切丁寧な対応、取り組みが記載されている点の評価。今後も、NTTにおいては、このような対応をしていただきたいというご意見がございました。

続きまして、11 ページ目、NGNの位置づけ、県間伝送路の役割を議論した委員会における主な意見をご紹介します。

まず、NGNの基幹的役割・重要性についての考え方でございます。

1 ポツ目の4 行目、NGNはボトルネック性を有するメタル回線・光回線と一体として設置される設備としての性格を強める。また、NTTの卸売サービスを含めてシェアが高いということで、重要性・基幹的な役割が強まるというご意見がございました。

2 ポツ目、1 行目、いずれNGNだけになっていくという姿が見えているというプロセスの中で、活用業務としての認可・届出で逃げてきたことがメインストリームになってしまうという状況をこれから迎える。ここを真正面から取り上げると、県間通話をどうするかという難しい議論になる。最後の行から2 行目ですが、NGN1本になっていくというタイミングで議論をしなければいけないというご意見がございました。

また、次に県間伝送路の役割に関しましては、1 ポツで、NGNについて、距離の概念がなくなっていくと、「県内通信に係るもの」という限定がそのままよいのか、検討の必要があるのではないかとご意見がございました。

2 ポツ目で、県間伝送路の料金が高止まりするかどうかという議論について、この県間伝送路の所有者が唯一特定の会社で存在しているわけではなく、他にも存在することを考えると、設備指定のような厳しい条件は課しようがないのではないかとご意見がございました。

12 ページ目をご覧ください。こうった続きを踏まえまして、NGNの競争環境整備の具体的な項目についてのご議論がございました。

まず、NGNの中継局接続機能の充実の必要性についてご意見がございました。

1ポツ目、中継局接続機能を、今後オープン化に向けて充実させていくことが必要。

3行目、もう少し細切れの使いやすいメニューが用意されればよいと。

2ポツ目、2行目ですが、小規模事業者向けにも利用可能なものにするためには、10分の1以下のような単価に割っていくことが必要というご意見がございました。

次に、NGNに関する情報開示の充実の必要性についてでございます。

1ポツ目、これまでSIPサーバやルータなど、NGNを構成している要素について情報開示のルールが甘かったところはもう少し見直すべきではないか。網機能提供計画のルールのうち、パブリックコメントに付す手続が入ることは重要ではないかというご意見でございます。

2ポツ目、PSTN・メタル回線でアンバンドルが実現している接続機能が非常に多いのに比べて、NGN・光回線においてはとても少ない。見えづらくなっているNGNの機能を見えるようにするために必要な仕組みについては、網機能提供計画をさらに具体化していくということが1つの考え方の候補。NGNの世界でどこまでアンバンドルできるかということについて検討することの意義は大きいというご意見でございます。

続きまして、13ページ目をご覧ください。アンバンドル協議の円滑化についてご紹介します。

1ポツ目、アンバンドルの交渉が5年ないし7年、長期間かかっている、これについて何らかの手当てが必要。

2ポツ目、独自のサービスを生み出していくためには、卸だけを伸ばすのではなく、接続についての可能性を開いておくということが必要。

3ポツ目、基本的な考え方として、「利用部門と接続事業者の同等性に留意する」ことが出発点になるのではないか。

4ポツ目も同様に、オープン化の必要性を述べておられます。

5ポツ目も同様でございます。

6ポツ目でございますが、2行目、NTTは、どうしたらNGNをもっと使ってもらえるか、新たな競争、新たなプレーヤーに入ってもらえるか、こういう機能をアンバンドルすると、こういう新しい価値が生まれるということ、むしろ宣伝するぐらいの姿勢が問われているという意見がございました。

14ページをご覧ください。長期増分費用方式（LRIC方式）に係る検討の必要性

のご意見がございました。長期増分費用方式について、これは光 I P 電話に移行したときにはもう要らないのではないかという N T T 東日本・西日本の主張はもちろん承知しているが、つなぎ込みのところでは、N G N そのものではないと。メタル I P 電話で行っているんだと言っている限りにおいては、何らかの形でそのコストの非効率性排除は見ておく必要があるのではないかというご意見でございました。

続きまして、15 ページ目でございます。電話を繋ぐ機能等ワーキングの議論、報告を踏まえた委員会における主な意見のご紹介をいたします。

まず、電話を繋ぐ機能の役割でございますが、P S T N と I P 網は技術が根本的に違うので、この点は明確に意識することが必要と。根本に立ち返って、この機能は何かというところは、きちんと定義をしておく必要があるというご意見でございます。

次に、繋ぐ機能 P O I、新しく電話を繋ぐ機能を実装するための総合接続箇所の設置場所、箇所数、接続方式等の議論の中のご意見でございます。

1 ポツ目、コスト負担のあり方とネットワークのアーキテクチャはできるだけ切り離して議論をすべきというご指摘のご意見でございます。

4 ポツ目、信頼性確保については、同時罹災しないことが重要。後段で、ハザードマップを参照する等により、複数の繋ぐ機能 P O I や伝送路が同じプレートの上に乗っていないか等を考慮すべき。

5 ポツ目、折り返し通信に係る伝送距離が長くなることの影響としては、コストだけではなく、少なくとも伝送遅延が長くなる、回線途中の障害等の頻度にも影響する可能性があるというご意見でございます。

16 ページ目、繋ぐ機能 P O I までの伝送路に関するコスト負担でのご議論でございます。

1 ポツ目、繋ぐ機能 P O I までの伝送路費用のみを取り出して、新たな法制度に基づく費用按分ルールを設ける必要性は認められないという点で、事業者間で認識が一致できたことは大変よかった。新たな法制度をつくるより、各事業者の自由な経営判断で創意工夫をしていただくのがよい。

2 ポツ目に関しまして、2 行目、交渉力の格差により、接続料で十分にコストが回収できないのではないかという複数の事業者の懸念は十分理解できる。総務省においても、事業者間協議の状況を十分に注視し、必要があれば事業者間協議の円滑化に関するガイドラインの改正をお願いしたいと。

最後のポツ、下線部分ですが、業界内である種の力関係のようなところから不都合が生じることがあった場合には、非常に問題なので、この点は総務省でもきちんとしかるべき対応をとって注視していただきたいというご意見でございます。

17ページ目をご覧ください。電話を繋ぐ機能のあり方でございます。

繋ぐ機能の担い手につきましては、まず1ポツ目で、新しいPOIは2カ所に集約されるということで、従来のPOIの位置づけよりもかなり不可欠性が高まると。3行目、繋ぐ機能POIの運営のあり方は極めて中立性が求められると。そのための工夫が必要と。

また、2ポツ目で、経済合理性と継続性は両立することが必要と。

3ポツ目で、共用ルータについて接続事業者が使うものを別に用意するのか、NTTが使っているものを利用するのか等については検討されているところであるが、電話を繋ぐ機能の担い手として、何らかの形でNTT東日本・西日本に關与していただくということについては、ほぼ間違いないというご意見がございました。

次に、18ページ目をご覧ください。固定電話の双方向番号ポータビリティを議論した委員会での主な意見でございます。

まず、双方向番号ポータビリティ導入の必要性に関しましてご意見がございました。

1ポツ目、優先パケット識別機能がアンバンドルされると、他事業者に乗りかえようとしたとき、電話サービスは残して、光ブロードバンドサービスだけを変えようとする人や、電話サービスだけを変えようとする人がいるとなれば、番号が持ち運べないという条件は競争を阻害することになる。双方向の番号ポータビリティは具備すべき。また、固定電話の信用力に関しても発言がございました。

2ポツ目も同様に、双方向番号ポータビリティ、3ポツ目も同様に、番号ポータビリティを支持するご意見でございます。

4ポツ目に関しましては、そのタイミングでございますが、いつ双方向番号ポータビリティに移行するか。10年間実現されないというのを、このまま放置してはいけないというご意見がございました。

19ページ目をご覧ください。双方向番号ポータビリティの導入に当たっての留意事項でございます。

1ポツ目、移行に関して、経過的な番号ポータビリティの導入が必要かどうか、ユーザー利便の観点から検討していただきたい。他事業者とも手順を含めてすり合わせをし

ておく必要があると。メタル I P に切りかえた途端につながらなくなるという人が出るようなことがあってはいけないということでございます。

同様に、2 ポツ目も、タイミングに関しては競争環境に与える影響が大きいということでございます。

また、最後の 4 ポツ目でございますが、あり方を議論するために、コストや利用者メリット等の情報が必要になるので、NTT やその他の関係者から情報提供してもらうよう協力をお願いしたいというご発言が主査からございました。

20 ページ目をご覧ください。I P 網への移行に伴うマイラインのあり方の会議での主な意見でございます。

2 ポツ目でございますが、最終形は光 I P 電話であり、最終形で中継選択やマイラインを具備すべきかどうかをはっきりさせて議論をすべきという意見でございます。

また、3 ポツ目も同様でございますが、最終ゴールの光 I P に移行する上での検討ということございました。

また、4 ポツ目に関しましては、一定のコストをかけることになる場合に、そのコストがどれぐらい影響を与えるのか。また、光 I P 網へのマイグレーションそのものを阻害するおそれはないのかなどについての検討要素が重要ではないかというご意見がございました。

続きまして、21 ページ、マイライン機能の代替措置でございます。こちらはメタル I P 電話の卸サービスについてでございますが、1 ポツ目、提供条件が具体的にどうなのか、もう少し明らかにならないと検討できない。また、相対サービスになりますので、総務省により監視、届出・認可などのルールづくりが必要という意見です。

2 ポツ目、正直なところ、マイラインが必要なのではなく、顧客とのタッチポイントや既存顧客を失いたくないことが本当の目的であって、それができれば別にマイラインでなくてもよいのが本当のところではないかというご議論もございます。また、マイライン以外の可能性や手段によって、競争環境を維持する考え方があってもよいと、トータルで考えていくべきというご意見でございます。

続きまして、22 ページでございます。固定発・携帯電話着の利用者料金設定事業者のあり方に関する委員会での議論でございます。

携帯電話着の利用者料金に関する課題といたしまして、1 ポツ目で、事業者が設定する料金が高く設定されていることを認識しているユーザーは非常に少ない。電話をかけ

る側からどのキャリアにかかっているかは見えない。非常に不透明なので、ぜひ解決していただきたいと。

2ポツ目でも、事業者が料金を下げるインセンティブが全くない、競争が働く余地がないという状況ですので、発信側事業者が料金設定権を持つように議論を進めるべき。

そのほか、3ポツ目、4ポツ目も同様のご意見でございます。

23ページでございますが、アクセス回線におけるサービスの競争環境整備に関する主な意見でございます。

光IP電話への移行促進のための取り組みの必要性といたしまして、1ポツ目でございますが、電話だけでいいという利用者が光に移っていただくために、やはり電話だけのサービスの提供が本当にできないのかというところは、もう少しNTTにも頑張ってもらって、答えをいただきたいということでございます。

また、3ポツ目、とり木であるメタルIP電話より、もう少し先にスムーズに移行すべきというご意見でございます。

続きまして、24ページ、FTTHサービスに係る競争環境整備に関するご意見でございます。光卸のご意見がございまして、1ポツ目、光卸はNTTの設備の上でサービスが提供されていると。独自のサービスを生み出していくためには、接続が円滑にできるような仕組みが必要となる。卸を伸ばすだけでなく、接続についての可能性を開いておくことが必要というご意見でございます。

また、2ポツ目で、光卸が伸びている状況の中で、検討すべきは、差別的取り扱いをしているか。他事業者から何か問題があると指摘があれば、公正取引委員会と連携をとりながら対応するのが本来のやり方。事前に規制をするよりは、何か問題があったときに、それに対応するということがいいのではないかとご意見です。

最後に、スタックテストのあり方につきましては、もう少し制度の趣旨や検討すべきターゲットを明らかにしたほうがいいのではないかとご意見があったところでございます。

以上、簡単ではございますが、これまでの各テーマにおける主なご意見をご紹介させていただきました。

○山内主査 どうもありがとうございました。よろしゅうございますか。委員の皆さんで、こんなことを言った覚えはないとか、そういうのは大丈夫ですか。ありがとうございます。

それでは、続いて、論点整理のうちの、まず、基本的考え方について議論したいと思います。事務局からご説明をお願いいたします。

○安東事業政策課調査官　それでは、23-2に基づきまして、ご説明をさせていただきます。論点整理の1ページ目をご覧ください。

今回、山内主査からお話がありましたとおり、あるべき姿の総論と、利用者対応、事業者対応に分けた議論をしておりますが、まず、1ページ目では、これまで委員会にご提示をしておりました検討項目の一覧表を添付しております。1番、2番、3番とございます基本的考え方、IP網のあるべき姿、円滑な移行のあり方のうち、1番、2番までが第1次答申の検討対象でございます。赤字で付記しておりますとおり、各委員会でそれぞれのテーマについて議論を重ねていただいたところでございます。

これらの各テーマにつきまして、あるべき姿から考えていくべきであり、それを踏まえて整理を行うべきというご意見もございましたので、2ページ目以降、あるべき姿から、どういうふうに各テーマを整理していけば良いかという問題意識から、これを作成させていただきました。

まず、2ページ目でございます。基本的な考え方といたしまして、2ポツ目ですが、2011年にマイグレーションの課題を整理した情報通信審議会の答申が行われました。これに比べ、従来のこの審議会での議論におきましては、IP網への移行が一部開始すると想定される2020年まで4年となっております。また、完了すると想定される2025年ごろまでに9年となって、時間的に大変近接しております。IP網への移行は、利用者、事業者に対し、より具体的な形で多大な影響を及ぼし始めているという状況でございます。

3ポツ目、固定電話、固定アクセスの意義でございますが、現在、多様な通信手段への移行が進んでおりますが、全国あまねく提供される固定電話、その提供に必要となる固定アクセス回線は地域の拠点との基本的な通信のためのアクセス手段であり、社会経済活動に不可欠な基本サービスを提供するための基盤であり、IP網への移行後もその必要性自体は変わらないというふうに整理をさせていただいております。

4ポツ目で、この基盤の提供と合わせ、コア網のIP化、アクセス回線の光ブロードバンド化などにより、IP網の特性を生かし、距離に依存しない低廉な電話サービスなどの一層の付加価値を有するサービスが利用者に対し、提供されることが必要ではないかと。こうしたIP網への移行の意義を最大限生かすことにより、移行の円滑化が一層

図られることが期待されるとして、I P 網への移行の意義を整理させていただいております。

3 ページ目をご覧ください。続きでございますが、1 ポツ目で、本委員会におきましては、こうした認識も持ちながら、2 行目の「継続性」、「予見性・透明性」、「発展性・柔軟性」に加えまして、今回、「経済性・簡便性」を加えた4つの視座に基づきまして、個別課題の検討を進めてまいりました。

2 ポツ目の1次答申の取りまとめに向けましては、主な移行先である光I P 電話への円滑な移行を見据え、コア網・アクセス回線に係る競争環境整備を促進することが必要であるというのを基本として、こうした移行に対応できない利用者が出ないよう留意しながら、I P 網のあるべき姿についての理解を一層共有化し、移行から生まれるメリットを最大化し、想定されるデメリットを最小化するべく、政策の方向性や論ずべき施策等を整理していくことが適当であるとまとめております。

その上で、本論点整理におきましては、「利用者」、「事業者」の意向の円滑化を重視しまして、このように2つの視点でまとめさせていただきました。

1 番目、「利用者」が、予見可能性を持ち、かつ安心して、移行先のI P 網において良質・低廉で多様なサービスを自由に選択できるようにすること。2 ポツ目、「事業者」が、整備された公正な競争環境下で、移行先のI P 網において良質・低廉で多様なサービスを自由に提供できるようにすること。これにより、「利用者」の利便が確保されていくということを整理しております。

このような整理を踏まえまして、4 ページ目と5 ページ目で利用者の対応について整理しました。各テーマを、4 ページ目にございますとおり、I P 網への移行の意義を確認しつつ、固定電話サービスの信頼性・品質、提供エリア、料金水準の確保を図りながら、さらに移行に伴い終了するサービス等に関する利用者利益の保護を図り、利用者の利便、または不安を払拭して、自由なサービスを選択できるという状況をつくっていくことがあるべき姿として必要ではないかと整理させていただきました。

移行の意義に関しましては、1 つ、移行の意義、また情報の開示の重要性を青い四角のポツで書かせていただきました。これは後ほど、個別の各論としてご紹介いたします。

固定電話サービスの信頼性・品質、提供エリア、料金水準の確保につきましては、信頼性・品質の確保、「ユニバーサルサービス」への影響、利用者料金規制のあり方という個別の議論をいただいたものを、ここでまとめさせていただいております。

また、移行に伴い終了するサービス等に関する利用者利益の保護につきましては、利用者保護ワーキンググループで検討いたしましたINSネットの終了、またはルール化の議論をここに入れさせていただいております。

このように、利用者に対して自由なサービスが、安心して予見可能性を持って選択できる環境をつくることとともに、5ページ目にございます、事業者対応といたしましては、主たる移行先の光IP網における競争環境という意味で、まず、NGNの接続ルールの整備、また、IP網への移行に伴う電話の競争ルールの見直し、さらには、コア網のみならず、アクセス回線におけるサービスの競争環境整備の3点の取り組みによりまして、事業者の競争が進み、多様なサービスが提供され、それによって利用者の利便が増していくと整理をさせていただきました。

3点につきましては、NGNの接続ルールのあり方に関して、アンバンドル、網機能の情報開示を促進する。また、そういう点では、NGNの位置づけ、競争環境整備という、これまでのテーマをここに位置づけさせていただきました。また、新たに整備することになる「電話を繋ぐ機能のあり方」についても、「電話を繋ぐ機能等ワーキンググループ」の検討結果を踏まえて、NGNの接続ルールの整備の中で整理させていただきました。また、これに伴って、NGNの伝送のあり方が変化するという意味で、県間伝送路の役割についての変化を、接続ルールの整備の中で整理させていただいております。

また、電話の競争ルールの見直しのグループに関しましては、「双方向番号ポータビリティ」の早期導入による公正競争確保、利用者利便の向上、また、マイライン、中継選択が果たしてきた役割や顧客基盤を確保する観点からの提供のあり方の整理。さらには、携帯事業者が設定し、高額な傾向となっている固定発・携帯着の料金設定のあり方についての検討など、ここに整理させていただいているところです。

また、アクセス回線につきましては、移行先のアクセス回線におけるサービスの競争環境整備を行い、情報開示を進め、需要が減少すると見込まれるメタル市場での適切な事業判断を促し、メタル回線から光回線への円滑な移行を促進するという一方で、メタル回線の競争環境整備として議論されてきた項目をここに整理させていただいております。

このように利用者、事業者それぞれの対応を移行後のIP網のあるべき姿ということで整理をいたしまして、大きな絵姿を共有した上で、各論を論じていくことが適切ではないかということ、こういう形の整理をさせていただいております。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○山内主査 どうもありがとうございました。

それでは、資料23-2ですけれども、基本的考え方をご説明いただきましたので、これについて、まずは議論したいと思います。どなたでも結構ですけれども、これについてご意見ございますか。

まさに基本的な考え方ということで、現状からメタルIP、ネットワークに移っていく段階についての基本的な考え方を書いていただいて、最終形というのが非常に重要ではないかということが強調されていたかと思うんですけれども、そういった点とか、どうぞ、大谷委員。

○大谷委員 大谷でございます。今日は遅れてきてしまいまして、申しわけございません。

基本的な考え方について、3ページで整理されているところを拝見しまして、今まで多数の論点がある中で、少し頭が混乱している部分もありましたが、よく整理していただいたと思っております。

それで、これを拝見して感じることで、感想めいたことなのですけれども、利用者の視点で見たときに、予見可能性が大変重要だということは、ワーキンググループでの検討を通じて実感してきたところですが、事業者にとっても予見可能性という論点は重要ではないかと思っております。利用者にサービス選択の自由を確保するという観点で公正競争環境の整備が必要となるわけですが、公正競争環境の整備の一環として、事業者にとっての予見可能性を確保することが内容として含まれているということを確認しておきたいと思っております。

それは、おそらくこれからの議論になってくると思うのですけれども、事業者の公正競争環境ということで、例えば、双方向番号ポータビリティ、それから、マイライン機能などについて議論を進めていく中で、各論点整理にかかわる委員からのコメントの中にも、実施のタイミングなどについてのご意見などもあったことを踏まえまして、これから進んでいくNGNのアンバンドル化といった新しい要素と、それから、今後終わっていくサービスについての終わり方がバランスを崩さないように進めていく、それが予見可能性に含まれているのではないかと思います。感想めいておりましたが、発言させていただきました。

以上です。

○山内主査 ありがとうございます。事務局は何かコメントございますか。

○安東事業政策課調査官 競争環境整備を行うことで多様なサービスが出てきて、それをまたさらに利用者が享受していくという関係になってございますので、例えば、NGNのアンバンドルを例にとってみても、省令や約款に規定する中で、予見可能性を高めていくということもございます。また、移行のスケジュールという意味でも、双方向番号ポータビリティのシステムの構築などを例としますと、競争環境下で同時に予見可能性も確保しながら進める必要があるという点は、大谷委員のご指摘のとおりかと思っております。

○山内主査 ほかに、どうぞ、北委員。

○北委員 野村総研の北でございます。感想的なことですが、2ページ目の「基本的な考え方」の一番下、4つ目のところに書かれていることが非常に重要であり、これがしっかりと基本的な考え方に入ったことを評価したいと思います。

I P 網への移行において、ユーザーにとって現行のメタル電話からメタル I P 電話に意識しないで移れることも非常に重要なのですが、新たなメリットである、距離に依存しない低廉な電話サービスが提供できるということや、まさに I P 化の真骨頂である電話サービス以外の高度な付加価値を有するサービスが提供されます。それによって、残すところ4年、あるいは、移行完了までの9年の間に、できるだけユーザー、あるいは、ユーザー企業が自主的に I P 網へマイグレーションしていく。この両面をそれぞれが努力していくことが必要だということであり、基本的な考え方に賛同いたします。

○山内主査 ありがとうございます。先ほど申し上げたように、I P 網への移行という最終形が重要なことではございます。そのほかいかがですか。池田委員、どうぞ。

○池田委員 先ほど大谷委員がご指摘されていた事業者に対する予見可能性というポイントは、私も重要だと思っております。今回の取りまとめにおいて、利用者対応と事業者対応として求められる要素として2つに分けて整理されています。資料23-2の4ページに利用者対応として求められる要素として整理されているところの、移行に伴い終了するサービス等に関する利用者利益の保護の箇所、利用者に対する予見可能性を確保する視点が示されていますが、この点についてはおそらく、関係する接続事業者のサービスを使っている利用者という視点もあると思っておりますので、予見可能性ということに関しては、利用者と、それからNTTの設備などを使って、サービスを提供している事業者に対する予見可能性も重要ではないかと考えております。

○山内主査 どうもありがとうございます。今日は、これは最終報告ではないので、い

ろいご意見をいただいで修正をすると。というのは、これからまとめに入るわけで、文章化するので、今日、皆さんはほんとうにこういう方向で行っていただきたいという要望を出していただいたほうが、事務局としても助かるんじゃないかと思ひますので、別に異論がなければいいんですけれども、いろいろご意見をいただいたほうがと思ひます。どうぞ、内田委員。

○内田委員　ありがとうございます。今の予見可能性の点について、1つコメントをさせていただきます。

技術的に言うると、全てが予見できるかというところも難しいところもあるのかなと、今後どういうふうにな技術が発展していくかわからないといったところも多々あると思ひます。ですので、もちろん予見可能性を持つことは重要ではありますけれども、予見できないこともあるということが前提となった上で、技術的な柔軟性ですとか、あるいは、発展性といったところを意識した移行のあり方が重要ではないかと思ひています。

○山内主査　どうぞ、長田委員。

○長田委員　ありがとうございます。整理されている利用者にとっての予見可能性というのは、ある意味、NTTさんなり何なりで道筋がはっきり見えているものについて、それをどれだけ幅広に、利用者にな早目に提示できるかというところなんだと思ひますけれども、事業者にとってということであれば、現時点での情報の提供が十分にされていることと、それから、その先どうしていこうとしているのかというスケジュールを含めた情報開示ということになるのかなと。素人的な表現なんですけれども、そんな感じがするので、多分利用者とな事業者のところの書き分けがされているのかなと思ひておまして、またいずれ、ここはこの後の議論のところでも少し言葉が加わったりしていくのかなという気もしますので、感想ですけれども、そういうふうにな思ひました。

○山内主査　ありがとうございます。そのほかの委員の方はいかがですか。特によろしゅうございますか。

先ほど出てきましたけれども、利用者対応とな事業者対応というのがあって、競争ルールの見直しで、これからどうしていくのかというのは、ここに具体的にありますように、内容については後で議論することになりますけれども、こういうことで競争していくと、それが利用者の利便につながるということでもありますので、ある意味では、両方にまたがるような問題だと思ひます。ですから、その辺を強調していただくのがいいのかなと。ほかはありませんでしょうか。

それでは、議事を進めたいと思いますけれども、具体的な内容に入りますが、まずは、利用者対応として求められる要素について、ご説明をお願いいたします。

○安東事業政策課調査官　それでは、資料23-2の6ページ目から、利用者対応として求められる要素についてご説明をさせていただきます。

7ページ目をご覧ください。まず、先ほど総論で、IP網のあるべき姿について議論をした中で、利用者対応としては3つの要素に分けております。

そのうちの1つ目ですが、まずIP網への移行の意義をしっかりと確認していく、それを利用者、事業者を含めて、丁寧に説明していくという点でございます。IP網への移行に関するNTTの構想は順次、発表されているところでございますが、7ページ目の現状の中の四角については、課題を提示しております。

課題の中で1ポツ目、NTTの構想におきましては、固定電話を維持する観点から、メタルケーブルを継続利用することを前提に、主にメタルIP電話への移行に重きを置いた考え方が示されておりますが、主たる移行先である光IP電話への移行を含む具体的な移行工程やスケジュールは明確になっていない。

また、今後、暫定的に提供されることとなるメタルIP電話につきましても、その提供条件、詳細な設備構成はまだ明らかになっていない。

さらには、IP網への移行に伴いまして、PSTNで提供していたサービスが廃止される場合、利用者保護ワーキングでもよく議論がございましたが、既存の利用者、または関係する事業者はIP網を活用した代替サービスを新たに利用することになります。このため、何らかの対応が必要となってまいります。

こういう点から、移行に関しましては、IP網への移行の意義、また、情報の開示が大変重要になってくるのではないかという観点から、考え方を整理させていただきました。

1ポツ目でございます。NTTにおきましては、責任を持ってPSTNからIP網への円滑な移行を進める立場から、IP網への移行の意義や国民生活へのメリットをより明確化し、利用者、事業者へ説明することが必要である。

あわせて、先ほどもご指摘がございました、IP網の特性、距離に依存しないネットワーク構成などを生かした多様なサービスを提供することにより、移行から生まれるメリットを最大化し、想定されるデメリットを最小化し、円滑な移行を促すことが必要ではないかとしております。

3 ポツ目で、移行に当たりまして、固定電話からメタル I P 電話への移行にとどまらず、主たる移行先である光 I P 電話への移行までも視野に入れて、この円滑化をいかに進めるかという観点から、具体的な工程・スケジュールを示すことが必要ではないかとしております。

最後に、移行に当たりまして、支障を受ける利用者をできる限り生じさせない観点から、今後暫定的に提供されるメタル I P 電話につきましても、その提供条件、詳細な設備構成をできる限り速やかに開示することが必要であるとしているところでございます。

こういう意義を共有した上で 8 ページ目でございますが、信頼性・品質の確保（技術基準等）についての整理をさせていただいております。こちらが固定電話、加入電話から P S T N から I P 網に移行するときに、パケット網通信に変わる、また、局給電がなくなるという点で、変わっていく部分に関して、どう利用者が不安を感じずに、移行のメリットを享受していく方向に持っていけるかという点で議論がなされておりました。

I P 網への移行に伴う課題といたしましては、1 ポツ目、アクセス回線と一体として設置される N G N の基幹的役割が強まり、また、I P 網同士の接続を前提とした「電話を繋ぐ機能」が今後、新たに提供されます。また、F T T H 等のアクセス回線への移行も進むなど、通信ネットワーク自体の構造に大きな環境変化が想定されます。これに対応した設備規律（技術基準）を適切に確保する必要があるという点がございます。

また、設備規律の整備においては、I P 網の特性も勘案しながら、東日本大震災、熊本地震などの大地震、また豪雨、台風などの近年の非常災害への対応、及び、今後の備えも踏まえ、国民生活や社会経済活動に支障を及ぼさないよう I P 網への移行後も引き続き、電気通信サービスの信頼性を十分に確保する必要があるという課題がございます。

また、現在の P S T N の固定電話につきましても、国民生活、社会経済活動に不可欠な基盤として、全国あまねく提供されているサービスでございます。I P 網への移行後も引き続き、固定電話としての品質を十分に確保するという課題がございます。

こういう課題を踏まえ、考え方といたしましては、1 ポツ目、I P 網への移行に伴って、電気通信サービスの「信頼性」、「品質」等を確保するために新たな課題が生じる場合には、公正な競争環境を確保しつつ、確保すべき利用者利益も十分に勘案して、必要な設備規律（技術基準）の新たな整備、利用者への説明・周知・対応方策の提供等が十分に図られるための措置が必要となるとしております。

また、局給電の問題に関しましては、移行後の I P 網において提供されるメタル I P 電話については、局給電が可能でございますが、ただし、固定端末が対応していなければ、局給電機能を使えないという点はございますが、光アクセス回線を利用する光 I P 電話につきましては、局給電が不可能であることを踏まえ、停電時における電話サービスの電源確保について、米国の事例、こちらは6月と9月の本委員会においてご紹介したところでございますが、F C C の緊急通報確保命令がございます。具体的には技術基準の整備の必要性、局給電にかかわる周知、または、提供手段の確保に関する周知が求められておりますが、これらも参考にしながら、利用者保護の観点から規律を課すことについて、検討が必要であるとしてございます。

続きまして、9 ページ目でございます。I P 網への移行に伴う技術基準等については、9 月の本委員会で議論いただきましたさまざまな考え方について整理をしてございます。

1 ポツ目に関しましては、I P 網への移行を契機として、電話サービスの現行の信頼性、品質等の水準を変更する特段の必要性は生じないとしております。

2 ポツ目に関しましては、メタル I P 電話のアクセス網については、移行後もメタル回線が維持されることを踏まえ、局給電機能を含めて、現行のメタル電話と基本的に同等の技術基準を適用することが適当であるとしております。

また、メタル I P 電話のアクセス網以外の部分の信頼性や品質につきましては、光 I P 電話と基本的に同等の水準を確保することが適当としております。

次の緊急通報に関しましては、メタル I P 電話では、メタル電話でできておりました「回線保留機能」、また「呼び返し機能」の実現が困難となります。携帯電話、光 I P 電話と同様に、コールバックによる対応は可能となってまいります。緊急機関の要請や現行の技術基準を踏まえまして、メタル I P 電話におきましても「回線保留機能」、または「呼び返し機能」に準ずる機能の具備を義務づけることが適当であるという議論がございました。

また、5 ポツ目でございますが、光 I P 電話（O A B - J I P 電話）の信頼性、品質については、I P 網への移行に伴い、ネットワーク設備の特段の状況の変化があるものではないことから、現行の技術基準を変更する必要はないとしております。

また、新たに I P 網同士の接続が起こる中で、設備を構築する電話をつなぐ機能につきましても、現行の技術基準も踏まえて、適切な技術基準を規定する必要があると。これは機能を担う設備（ルータ等）の運用・保守につきましても、信頼性の確保の観点か

ら適切な対応がなされるよう、規律をかけて担保すべきとしております。

新しい電話を繋ぐ機能により、相互に接続されるネットワークについては、End-to-Endで適切な信頼性、品質等が確保されるように技術基準等の規律のあり方を整理すべきであると、整理しているところでございます。

このような各技術基準の整理に基づきまして、2ポツ目の丸でございませけれども、I P網への移行に伴う技術基準等の規律に関する検討につきましては、上記の考えに基づき、「電話を繋ぐ機能等ワーキングとりまとめ」の内容も踏まえながら、電話網移行円滑化委員会での検討と並行して、専門的・技術的見地から、情報通信審議会、具体的には情報通信技術分科会のI Pネットワーク設備委員会で詳細な検討を行うことが適当であるとしておりまして、この委員会におきまして別途検討が始まる予定でございませ。

続きまして、このような信頼性・品質を技術基準の整備により確保したという上で、10ページ目のユニバーサルサービスへの影響に関しまして論点を整備させていただいております。

現状のユニバーサルサービス制度は、2ポツ目でございませけれども、アナログ電話、第一種公衆電話、緊急通報等が対象となっているところでございませ。

また、2014年の情報通信審議会答申におきまして、現在、基礎的な音声通信サービスとして位置づけられている固定電話を、当分の間、ユニバーサルサービス制度により維持していくことが適当という考え方が示されているところでございませ。

こういう点を委員会において改めて今後も妥当すると確認した上で、考え方といたしまして、「NTT東日本・西日本が提供する加入電話がI P網への移行に伴い、今後暫定的に提供されるメタルI P電話は、現在の加入電話におけるユニバーサルサービスとしての要件を満たしている必要があり、品質等の技術基準の設定が必要と考えられる」としております。

また、そのユニバーサルサービスの対象、あり方につきましては、確保されるべきサービス、その実現のための技術的手段を勘案し、今後も検討を行っていくことが必要としております。

この検討にあわせまして、第一種公衆電話、緊急通報等の扱いについても見直す点があるかどうか、検討が必要としております。

いずれにいたしましても、こういう制度整備の検討のためには、NTT東日本・西日本におきまして、メタルI P電話に関する詳細な設備構成、アクセス回線を含めた設備

構成を早急に明らかにしていく必要があるという整理をさせていただいているところでございます。

続きまして11ページ目でございます。利用者料金規制のあり方についての論点整理でございます。現在の利用者料金規制、特定電気通信役務としての上限価格方式規制、プライスキップ規制が適用されているサービスといたしましては、加入電話、ISDN、公衆電話の料金が対象となっているところでございます。

今回のIP網への移行に関しまして、考え方といたしまして、昨年11月のNTTの公表資料によりますと、今後暫定的に提供されるメタルIP電話は、現在の加入電話と同様のサービスであり、加入電話と比べて固定電話の音声役務の提供手段としての性格は変わらない、利用者にとって、そのサービス内容に大きな違いはないと考えられるため、加入電話と同様に、メタルIP電話は特定電気通信役務として位置づけられると考えられるとしております。

他方で、光IP電話につきましては、利用者利益の影響も踏まえながら、加入電話と同じく特定電気通信役務の対象とする必要があるか、検討することが必要としております。

あわせて、光IP電話にはブロードバンド契約に重畳して提供されるサービスという性格がございますので、サービスのベースとなっているブロードバンドサービスについても特定電気通信役務の対象とする必要があるか、あわせて検討が必要であるとしていただいております。

続きまして、利用者対応の3点目になりますが、移行に伴い終了するサービスの扱い、利用者保護ワーキングの取りまとめを受けた議論でございますが、こちらをご紹介します。利用者保護ワーキングの取りまとめにつきましては、参考資料23-1で詳細な取りまとめをつけさせていただいておりますけれども、この論点整理の中では主なポイントだけをピックアップさせていただいております。

今回、NTTの現状といたしましては、交換機の装置寿命等によりIP網での提供困難なサービスにつきましては、IP網への移行に伴い、または移行に先立ち終了することを表明しており、そのサービスの1つとして、INSネット（デジタル通信モード）が掲げられております。

IP網への移行に伴う課題といたしましては、こうしたINSネットのサービス配信網が代表的でございますけれども、IP網への移行に伴いサービスが廃止される場合に、

サービスの廃止時期はIP網への移行時期全体に影響を与え、また円滑な移行が実現しない場合には利用者に支障が生じる可能性がございます。こういった点につきまして、ワーキングの議論におきましては、まずINSネット（デジタル通信モード）の終了に伴う対応を整理した上で、今後も同様に終了するサービスがあって、他の事業者によって十分に提供されないようなサービスがある場合についてのルールのあり方について、議論をしてございます。

まず、INSネットの終了の対応に関する考え方でございます。

1ポツ目、NTTにおいて引き続きINSネット（デジタル通信モード）の終了に関する調整を進めていくに当たり、留意すべき点としては、例えば以下のものがあるという整理をしました。

1つ目、代替案が有する品質・コストなどの課題に対する継続的な改善の検討、随時改善。また、終了時期の早期公表、影響する他事業者との早期調整・連携、さらには関係する業界横断的な対応が求められるとしております。また、利用者対応に加えまして、利用者以外の方々への一般的な周知、さらにはこういう終了に便乗した消費者被害防止のための注意喚起も必要ではないかという整理をしています。

そのほか、業界ごとにヒアリングや意見交換を行う中で、それぞれ利用用途が異なるものがございました。それに伴う課題が多々ございますので、その個々の課題に対する丁寧な対応、またNTTの体制の整備、窓口の整備などがございました。

こういう点を留意しながら、2ポツ目、今後も利用者保護ワーキングにおきましては、NTT東日本・西日本からの報告、各利用団体・企業からの意見聴取等を通じて随時確認し、答申後も定期的に本委員会に対する報告をNTTに対して求めていくことが適当であるとしているところでございます。

こうした個別事例を踏まえまして、ルールのあり方について議論をしてございます。考え方として、1ポツ目でございますが、今後も固定電話網の移行等に伴い終了されるサービスが出現することが考えられる中、利用者の予見可能性を高める必要があるなどの観点から、ルール化を検討することが必要としております。

まずは、代替サービスの提供状況、サービス提供に用いられる電気通信設備の性質に鑑み、利用者の利益の保護が必要と考えられるサービス、例えば指定電気通信設備役務に影響が生ずるような場合を対象とするルール化について、検討が適当であるという整理をしております。

具体的には、総務省におきまして、事業者による利用者利益の保護に関する取り組み、例えば品質・コストの面で実質的に支障なく利用可能な代替サービスの提案・提供がなされていくか。また、一般的な周知がされていたか。消費者被害の対応のための対策をとられているか。接続約款の変更の認可の要件の1つとして、十分な周知期間確保の明示が必要ではないかといった状況をあらかじめ確認することなど、サービスの終了に向けて適切な取り組みの確保に関するこうした具体的なルールの導入について検討することが適当であるという整理をしているところでございます。

この点に関連し、参考資料をご紹介させていただきたいと思っております。参考資料23-3をご覧くださいませでしょうか。こちらは国内の音声通信量の動向ということで、IP網への移行の前提とする現在、どういう電話網でどういうトラフィックのやりとりが行われているかということを整理したものでございます。

こちらにつきましては、先日の長期増分費用モデル研究会モデル検討ワーキンググループにおきまして出された資料でございますが、メンバーの相田先生からご提案がありまして、本委員会においても参考になる資料ではないかということで、ご紹介をさせていただきまして、本委員会におきまして参考になる資料ではないかということで、ご紹介をさせていただきまして、本委員会におきまして参考になる資料ではないかということで、ご紹介をさせていただきまして、本委員会におきまして参考になる資料ではないかということで、ご紹介をさせていただきます。現在の電話、固定電話やIP電話、携帯電話、それぞれの電話サービスにおいて、電話間のトラフィックはどのように流れているかという状況を整理しております。

1 ページ目をご覧ください。音声通信量、まずは通信回数の構成比についてでございますが、いろんなパターンを書いてございますけれども、①固定電話発のパターン、また②IP電話発のパターン、下のオレンジ色の図でございます。この総通信回数に占める固定電話着の割合が大きい。例えば①で申しますと、固定電話発、固定電話着は全体の86.2%を占めている。2番目のIP電話発通信回数の構成比で申しますと、IP電話発、固定電話着が75.1%を占めているということでございます。また、携帯電話・PHS発として、3番目の緑の図でございますが、この総通信回数に占める携帯電話・PHS着の割合も大きいということで、携帯電話・PHS発から携帯電話・PHS着が78.1%を占めているということでございます。

さらに、2ポツ目、④の図でございますが、固定電話着に占める固定電話発の割合は大きいということで、IP電話着、⑤の図でございますが、または携帯電話・PHS着、⑥の図でございますが、こちらの総通信回数に占める携帯電話・PHS発の割合が大きいとしておりまして、例えば④で見ますと、固定電話発で固定電話に着信する通信

回数で見ますと、56.3%を占めてございます。さらに、⑤で携帯電話などから発しIP電話に着信するものが78.9%、⑥で携帯電話発、携帯電話着が87.6%ということでございます。

このように、固定から携帯の通信トラフィックが多いように見える状況もございますが、実際にはまだ固定発、固定着とIP電話発、固定着というようなものもかなりの通信回数を占めているということが見て取れます。

次に2ページ目で、事業者ごとのトラフィックシェアでございますが、こちらは固定電話のトラフィックにおけるNTTグループ（NTT東日本・西日本とコミュニケーションズ）以外の事業者、NCCの通信回数のシェアを整理したものでございますが、まず左側の通信回数で見ますと、上の表の市内通信、県内市外通信、県間通信、それぞれございますけれども、県間通信のところは緑の四角でございますNTTグループ以外のNCCが49%を占めております。また、真ん中の県内市外通信に関しましては、NTTグループ以外の事業者のシェアが42.4%、市内通信では29.9%ということでございます。

また、右の通信時間で見てみますと、やはり県内通信、県内市外通信、市内通信でございますけれども、県間通信がまずNTTグループ以外が45.8%、県内市外通信では同様に37.2%、市内通信では同様に、これ緑の四角で見ますと25.2%ということございまして、事業者ごとのトラフィックに関してもこのように特徴があらわれているということでございます。

3ページ目は、具体的に加入電話発、加入電話着など、相互の通信状況に関しまして、通信回数、通信時間、それぞれ単位億回、時間に関しては100万時間単位ということで、それぞれ具体的な数字を示しております、先ほどのパーセントのベースとなる資料でございます。

簡単ではございますが、LRIC研究会での資料をマイグレ委員会での参考となるという視点から、こちらに添付いたしまして、情報共有をさせていただきました。以上でございます。

○山内主査 どうもありがとうございました。

それでは、利用者対応のところですね、これについてご議論いただきたいと思います。最後のところにありますが、将来に向けてルール化というんですか、そういったものが強調されていたと思いますが、いかがでございましょうか。長田委員、どうぞ。

○長田委員 先ほどのまず基本的な考え方でも、最終的なIP化を、最終形をきちんと明確にするというところで、その中で利用者に対する利用者対応として求められる要素で整理をしていただいているわけなんですけれども、メタル電話から利用者が気がつかないうちに自然にメタルIPになることはできますが、IP電話になることは多分できなくて、きちんとそこは意識をむしろしたほうがよいことなんだろうと思うんですね、その大きな変化は。

そうすると、ここにも7ページに書かれていますけれども、「IP網への移行の意義や国民生活へのメリットをより明確化し」というところは、それを明確化するということは利用者がそのことをきちんと意識をして、移行するという事なんだと思うんです。NTTさんが言われている気がつかないうちに移行というのは、確かに非常に重要な考え方ではありますが、今回、最終形へ行くときにはむしろそこはきちんとユニバーサルサービスも含めて国民的な議論を展開して、狭い意味での音声通話だけではない通信環境をどうユニバーサルサービスとして考えるかという大きな議論もした上で、きちんと早めに移行していくということが課題なのではないかというふうに考えています。

ここをどういうふうに整理をしてくださいと申し上げられなくて恐縮なんですけれども、移行の意義というのをより具体的に明確にして説明することが大切で、それをきちんと受けて、早い段階でスケジュール感を持って移行していくと。移行していくためには、今現在ではまだ示されていないブロードバンドの契約の上に乗るような音声通話ではない、また別のメニューというのもぜひ考えていただきたいというようなことになります。

○山内主査 ありがとうございます。事務局、何かありますか、その辺。

○藤野料金サービス課長 ありがとうございます。料金サービス課の藤野でございます。

ご指摘いただきましたように、メタルIPについては、今回は理解として、まだユニバーサルサービスとしての技術基準が定まっていないところもありますけれども、そういうところも含めたユニバーサルサービスとしての要件を持っていただくということ、それからプライスキップの考え方の中に含めていただくということは、現在の加入電話を引き継ぐというところで明らかにしていただくということです。他方で、光IPについては、ブロードバンドとの関係、今、お話いただいたような、電話を別メニューとするのかも含めて、トータルでユニバーサルサービスとして考えていいのかなのかということとはよく検討しなくてはいけないと思います。

そういうところをまさにこれから議論しつつ、そこへの移行というのをどう考えるかというのは検討していきたいと思っています。ありがとうございます。

○安東事業政策課調査官　もう1つ事務局から補足させていただきますが、先ほど長田委員から光IP電話のブロードバンド契約上に乗らない形での提供手段というご指摘がございましたが、これは次回の委員会での議論となります事業者対応のところ、27ページでございます。この点につきまして、考え方のところで、光ファイバ接続料の低廉化傾向、またメタル回線の接続料水準の上昇傾向という中で、円滑な移行の観点から、メタル電話と同等の基本料水準での光IP電話の単独提供の必要性及び可能性について検討が進んでいるという見解を整理させております。

これはまた次回ご議論いただければと思っておりますが、関連するお話でございますので、ご紹介をさせていただきます。

○山内主査　ありがとうございます。そのほか何かありますか。

○大谷委員　大谷です。参考資料でご説明いただいた国内の音声通信量の動向について、とても興味深い資料なので、ご質問させていただきたいと思うのですが、こういった音声通信量の構成比というのは、今後、今議論しているマイグレーションが実現していきますと、あるいはその途中でも、大幅にこれが変わってくる可能性があるものだと思うのですが、過去、例えば10年間とか見ていくと、この資料の1ページ目、2ページ目とはどういうトレンドにあるというふうに言えるのでしょうか。おそらくこの2ページ目は、ある意味、あまり変わらないのかなという気がしているんですけども、そのあたり、事務局のほうでご存じの情報がありましたら教えていただきたいと思います。

○柳迫料金サービス課補佐　今回ご紹介させていただいたデータというのは、平成26年度の「通信量から見た我が国の音声通信利用状況調査」ということで、報告規則に基づいて当課で集計したものですけど、すみません、今回、平成26年度のものしかご用意できていませんでした。こちらで過去10年分のデータを集計しておりますので、改めてご紹介させていただければと思います。

○大谷委員　そうですか。結構です。

○山内主査　じゃ、可能な範囲でまたお願いしたいと思います。池田委員、どうぞ。

○池田委員　ありがとうございます。利用者料金規制について議論された回りのときに、私は欠席したのでコメントしていなかったと思います。この利用者料金規制、プライスキャップ規制あるいは上限価格方式規制について、何が価格の上限の根拠になるのかと

というのがちょっとわかりませんでした。

メタル I P 電話ということですと、メタル回線を使うということで、メタル回線の接続料はどんどん上がっていきそうだけれども、利用者料金は従来どおり加入電話並みにということで、接続料と利用料金の逆転現象が起こることになりますが、これについて、もう光に移るのだから、メタルの接続料はそのままでもいいのか、メタル回線は将来的にもう撤去されていくものなのかとか、そういった情報がないのではないかと考えています。つまり、メタルを使った競争というのは、もう観念しなくていいのかという点がちょっと気になっております。

それからあと、光 I P 電話については、プライスキップ規制をかけるかどうかは今後検討するということですが、ブロードバンド契約とセットになっていることを理由にプライスキップをかけるという理屈はちょっとおかしいのではないかと考えています。

私の勤務先は神戸大学で関西に住んでいる者としての実感としては、ブロードバンド契約で見ますと、関西では電力系と N T T 西日本とケーブル会社で価格競争が進展していると思います。プライスキップというのは、競争が機能しておらず価格が高どまっているからこそ、値上がりしないように上限を設ける趣旨の制度だと思っておりますので、競争の進展の程度なども見ていかないと、プライスキップ規制をかけるかどうかについて必要性は慎重に検討すべきじゃないかと考えています。

○山内主査 事務局から何かコメントありますか。

○柳迫料金サービス課補佐 プライスキップ規制のもともとの趣旨というのは、N T T 地域会社さんが、不可欠設備である第一種指定電気通信設備を用いたサービスのうち、他事業者さんによって代替的なサービスが十分に提供されないこと等を勘案して定められたサービスで、特に利用者の利益に及ぼす影響が大きいものに対して、電気通信事業法において上限価格規制を設けてございます。

先ほどドライカップの接続料についてご指摘があったかと思いますが、現在、加入電話はユニバーサルサービスとしてあまねく全国における提供の確保と、誰もが利用可能な料金で提供することが求められており、このプライスキップ規制というのが結果的に料金の水準の確保に一定の役割を果たしております。そのため、ドライカップの接続料が上昇しているという中で、ユニバーサルサービスのあり方をどう考えていくかということと料金規制のあり方というのは、連動している側面もございまして、こういったものはいずれ一体として検討していく必要があるのではないかと考えております。

○安東事業政策課調査官 あわせまして補足でございますが、1点目のご質問でメタルに関する情報がないという点がございました。メタルを使った競争を観念しなくてもよいのかという点でございますが、これも事業者対応の論点整理のところに記載をしております。

27ページ目をご覧くださいますと、こちらにつきましては、2ポツ目で移行先の加入光ファイバの接続料の一層の低廉化ということと同時に、3ポツ目で、PSTNからIP網への円滑な移行、事業者の判断を促すという点で、予見可能性を高めるという観点から、例えば、4年前ルールというメタル回線の撤去にかかる代替サービスの提供にかかるDSL事業者を対象とした情報提供の仕組みを、直収電話、電話の事業者にも適用するなど、接続事業者に対する情報提供についての適切な規律を課すことが必要であるということを書かせていただいておりますので、こういう形で、メタルに関する情報の提供についての考え方をお示しさせていただいておりますのでございます。

○山内主査 どうぞ。

○藤野料金サービス課長 プライスキャップについてですが、加入電話、ISDN電話、それから公衆電話の料金に対してプライスキャップをやっている、基本料と公衆電話というのは実際に値上げも起こされたもので、これにキャップをつける形になりました。認可制から移行して、届出制ではありますが、プライスキャップをかけるという形の制度になったものでございます。

このプライスキャップというのは、CPIや技術革新の度合いを見て設定していくものですが、現実に基本料金もキャップと現在の料金の隙間がそれなりにあったり、認可を受けないと値上げができない状況になっているわけではなく、キャップを超える場合には認可が必要というふうな制度になっています。

これについては、現在のところ、メタルについては維持していこうかということですが、ご指摘いただきましたように、光IPあるいはブロードバンドについては、そういったことであると、市場環境も非常に違うかもしれないなということで、現在これで、例えばブロードバンドと光IP電話がセットだからプライスキャップにしようということを行っているのではなくて、そういった違いを勘案して、どうなのかということをもさにこれから検討しましょうということなので、何か予断を持ってやっていこうということではございませんので、よろしく申し上げます。

○山内主査 池田委員の意見も参考にさせていただいて。井手委員、どうぞ。

○井手委員　利用者対応として求められる要素、これ全般について異論はございません。ただ、今の料金規制の議論もありましたように、ユニバーサルサービスと料金規制というのは、私もいろいろ意見を持っていますが、やはりきちんとした検討の場でこのユニバーサルサービスと料金規制については議論していただきたいというふうに要望いたします。IP網に移行する中で、やっぱりユニバーサルサービスと料金規制というのは非常に大きな問題なので、ぜひ慎重に検討していただきたいというふうに思います。

それから、IP網に移行するときに、利用者というのは全く負担をしない、負担をかけちゃいけないというのは少し問題というか、地デジでも全く消費者に負担をかけていないかという、そうではないわけで、それによって、コストをかけることによってベネフィットがどれだけ得られるかということを考えて、それで国民に理解を求めるということなので、IP網に移行する際にも多少なりとも利用者というのは負担をしなければいけないところはするということが必要ではないかなと。

以前、信頼性とか品質のときに、電力会社は停電してもいいけど、通信会社は常に電話が通じないといけないのかという話をしましたけど、これについても消費者は、停電しても電話を利用しなければいけないという人は、バッテリーを買ってつけばいい話で、いや、私はそれは必要ない、携帯電話もあるし、別に停電したときに電話をどうもしなければいけないという緊急性というのに迫られていない消費者は、バッテリーをつけないという、そういった消費者の選択肢を事業者側が示す必要があって、必ずしもつけなければいけないとか、消費者に負担をかけちゃいけないという、そういう発想というのは、IP網に伴うコストとベネフィットというのを考えたときに、どういうふうに消費者が判断をするか、あるいは事業者が判断するかということが重要ではないかというふうに思います。

○山内主査　ありがとうございます。

○安東事業政策課調査官　後段のご指摘、負担の件でございますけれども、この点は基本的考え方で、まさに同じ視点に立って整理をさせていただいております。

2ページ目でございますが、4ポツ目のところで、移行に伴ってむしろ基盤の提供とあわせてIP網の特性を生かしたメリットを最大化するという点で、これによって自発的な移行、これも若干のコストを伴う部分がございますが、移行にしっかり対応していくということも重要な観点ではないかと思っております。

他方で、利用者保護ワーキングで議論がございましたけれども、例えばINSサービ

スをやめるという場合の代替策などございますけれども、この点につきましては、委員の議論の紹介もさせていただきましたけど、全くその移行において似て非なるものが提供されてしまうと、選択の余地がなくなってくるという点で、それは1つの切り口として料金というものもございました。この点は、安くなればいいというところの指摘ではなかったですが、改善をすべき点としては、代替サービスの要素としてご指摘を受けたところでございます。

また、停電して局給電がないという点に関しましては、先ほど利用者対応の8ページの考え方の2ポツ目でございますが、FCCの緊急通報確保命令を参考にいたしますと、バッテリーがある、または局給電がなされていないということをどう利用者に確実に周知をして、その上で必要であれば8時間の電源確保義務など、どのような手段があるかということを示しながら、利用者の選択を確保していくという点でもございますので、この点は井手先生のご指摘とおそらくこの8ページの2ポツ目というのは考え方が近いのではないかなと思っております。重要な点はやはり周知という形、移行に伴う違いというところはしっかり見ていただく必要がありますし、全く違うものという点でいうと、先ほどの料金面などでの少し改善についても必要な点は出てまいりますというところは、これまでの議論の中であったかというふうに思っております。

○山内主査 井手先生、よろしいですか。では、関口委員、どうぞ。

○関口委員 まず、今、池田委員のほうからご指摘あったユニバーサルサービスについてのブロードバンドをどうするかというご意見を絡めて、キャップの話までしたいと思っているんですけど、23-2の資料の11ページ目の3番目のところで、ブロードバンドサービスについても特定電気通信役務の対象とする必要があるかどうかというコメントに触発されている議論だとは思いますが、今、ネットで調べたら、2007年8月にユニバーサルサービス制度の将来像に関する研究会報告書が出ていまして、随分古いなと思い出したんですけども、かつて、このときにはユニバーサルサービス制度について、今後どういう形で制度維持していくかについての議論を行って、このときの議論を思い出すと、ユニバーサルアクセスというインターネット接続を国民の必要不可欠なサービスとして認定をしていって、それをサービス維持に取り込むということが適切かどうかという議論もした記憶があって、この23-2の11ページ目の3番目のところは、まさにそういうことが議論になり得るところだと思います。

ですから、現状の制度を今後どのようにメタルIP電話が導入されたときに維持して

いくかという議論のほかに、今後、ユニバーサルアクセスのような拡張概念を制度に取り込むかどうかという議論は、どこかで再開しないといけないかなというふうに思っています。

ただ、その話というのは、先ほど安東さんのほうから、次回資料のほうで、光 I P 電話の単独提供の議論も視野にどうか、27ページ、光 I P 電話の単独提供の可能性についても検討が必要と。こことも関係してくるわけですね。

現状では、少なくともブロードバンド契約なざる場合には、現状の電話機能の料金に比べるとネット使用料分だけ高くなっているという状況があるわけですね。それがゆえに、そちらに引っ張られて、電話はおまけだからという形で光 I P 電話が安いということについては、今後またもう少しコスト構造の分析をするといったことが必要になってくるにしても、現状では、メタル I P 電話についていうと、限りなく現状の P S T N 電話、黒電話の利用環境を変えずに、光につないでいくということを重視しているわけですので、したがって、既存の制度をいじらないということをお私は前提に考えるべきだというふうに申し上げてきたわけなんですね。

その範囲でいうと、次の時代を見据えた議論は、それはそれとしてやるにしても、メタル I P 電話の導入に関していうと、基本的にはそういった制度、旧制度、黒電話の制度をそのまま取り込むということについての確認をした上で、それを維持するという方向でいかどうかの議論をするというほうが、より現実的だというふうに思っているんですね。

ですから、プライスカップ規制にしても、キャップはどんな分野にでも上限規制をかけるキャップは制度としてあり得るわけですから、現状制度のキャップを維持するかどうかということについての議論と、それから、どんなサービスにキャップをかけるかという議論とはちょっと違うわけなので、現状の制度にメタル I P 電話を取り込んでいくということについて、いかどうかの議論をまずはここでしなきゃいけないかなというふうに、ちょっと区別したほうがいいかなと思っております。

以上です。

○山内主査 事務局、何かコメントございますか。

○柳迫料金サービス課補佐 今、関口先生がおっしゃいましたように、アクセス手段がメタルのまま変わらないというメタル I P 電話に移行する段階と、今後アクセス手段がメタルから光へと変わる光 I P 電話に移行する段階に分けて、プライスカップのあり

方やユニバーサルサービスのあり方を考えていく必要があると思います。

ただ、気をつけなければいけないことは、マイグレーションということですので、最終形の姿が光 I P の世界に移行していくということになりますと、ユニバーサルサービスの対象になっているアクセス手段が原則メタルだけという現状では、利用者から求められれば、原則としてずっとメタルを提供しなければならないということにもなりますので、そこについては円滑な移行を図る観点から、このアクセス手段をどうするかということは今後検討していかなければならないところかなと考えております。

○山内主査 ありがとうございます。ほかに、どうぞ、内田委員。

○内田委員 8 ページ目と 9 ページ目にあります技術基準の点について少し確認というか、コメントをさせていただきたいと思います。この 8 ページ、9 ページに書かれていることは比較的、一般論としては必要最低限のことが書かれているのかなというふうに理解しました。

最後のほうで、I P ネットワーク設備委員会のほうで、当委員会と並行して専門的・技術的な見地から議論するというようなことが、それが適当であると書かれているわけですけれども、実際、結構難しいかなというふうに、難しいというのは、議論の内容が難しいという意味で難しいというふうに思っています。私は I P ネットワーク設備委員会のほうの専門委員も仰せつかっておりますので、その立場がございますので、ちょっと懸念というか、心配していることをここで表明しておこうかなというふうに思います。

「並行して」とありますように、基本的に原則としては、あくまで技術基準というのは品質の基準値を決めるものであって、実装の仕方ですとか運用や保守の仕方ということとは基本的には独立したものとして、純粹に技術的な見地から議論、検討するものだろうというふうに理解をしています。

それでおそらく正しいとは思いますがけれども、ただ、そうはいつでも、完全に割り切れない部分もあるのかなというふうに思っています、実装のされ方次第では、この基準の建てつけというか、設計の仕方のほうにも波及してくる部分もあるのかなというふうに感じておまして、「並行して」と書かれているのは、そういうところの情報交換ですとか、この齟齬がないような形でしっかりやっていかなきゃいけないことだというふうな意味で書かれているんだろうというふうに理解をしました。

その上で、実際、この基準をつくるときに悩ましい点はどういうところにあるのかなというふうにちょっと想像しますと、おそらくこの役割ですとか責任分界点が明確にな

っているかどうかというところなのかなというふうに思います。これが実際の運用や保守の仕方、実装のされ方に強く影響を受けてしまうところがあるのかなというふうに思っていますので、その点を強く意識しながら基準をつくっていかないといけないのかなと。

そのバランスというんですか、制度的なところも大事だとは思いますが、技術的にフィジブルというような基準の設計というものがなされていないといけないのかなというふうに考えています。その際、メタルIPという技術の特性というものはかなり特殊ですので、その点を意識しないといけないというふうに考えています。

一応確認という意味でコメントさせていただきました。

○山内主査 事務局、何か。

○荻原電気通信技術システム課長 システム課の荻原でございます。ご意見ありがとうございます。

先生おっしゃるとおり、今回、IPネットワーク設備委員会におきまして、まずは品質の規定をどうするかという、この委員会でも出たご意見でございますけれども、それを踏まえた検討と、あと安全・信頼性という観点で冗長性について同等にするという方向性はいただいておりますけれども、規定としてどういったものに持っていくべきかという議論をしていくこととあわせて、先生もおっしゃっていただきましたように、具体的にはハブ機能の所有ですとか管理の仕方というのはまだ議論これからだと思うんですが、責任の分界点がどうなのかというところは、まさにその議論にも大きくかわってきますので、そういう意味でもここで「並行して」ということで、よく情報を共有しながら進めていく必要あるかと思っています。

また、品質基準につきましても、品質の基準を検討するに当たりましては、やはり実装のイメージというものも踏まえながらの検討が必要になってきますので、そこもメンバーの方々のご意見、それからこの委員会の検討の状況をよく共有させていただきながら、委員会のほうを進めていただければというふうに考えているところでございます。

○安東事業政策課調査官 1点補足でございます。今、実装、責任分界という観点で、電話を繋ぐ機能等ワーキングの取りまとめの段階でも、継続的に協議する点として、共有ルータという例もございました。こういう点を含めまして、積み残した案件につきまして、今、取り急ぎ事業者間意識合わせの場で議論が進められておりまして、ワーキング主査からも一次取りまとめに間に合うように精力的に議論をしてくださいというご発

言もございましたので、この点もマイグレ委員会ワーキングとIPネットワーク設備委員会が並行して連携をしていくということが必要になってまいるといふふうに認識をしております。

○山内主査 ありがとうございます。ほかに。北委員、どうぞ。

○北委員 1つ確認ですが、7ページ目の考え方の4つの○は、主語はNTTなのか、全部。

○安東事業政策課調査官 はい。1ポツ目はNTT自身のメリットの明確化、利用者、事業者への説明ということでございます。また、2ポツ目に関しましては、NTT自身もメリット最大化、デメリット最小化するための多様なサービスの提供というのがございますけれども、この後段で事業者の対応を議論してまいります。その競争政策の観点の中で多様なサービスが出てくるという点もございますので、ここはNTTをはじめ、各事業者も含めた対応が求められることと考えております。

そのほか、移行のスケジュールに関しまして、今、NTTの昨年11月の「固定電話の今後」という中では、簡単にメタルIPまでのスケジュールは示されておりますので、この点、もう少し光IPも視野に入れながら進めていただきたいという点を書いたものでございますので、これはNTTを念頭に置きながらも、また各社が一緒に進まなければいけない点もございますので、ここも事業者も関係する部分であると思っております。

4ポツ目のメタルIP電話そのものにつきましては、これはNTTの提供というふうにお話を聞いておりますので、この点についての設備構成、提供条件につきましては、NTTから早期に提示していただきたいというふうと考えております。以上です。

○北委員 できる限り「誰が」ということを明記いただいたほうがいいのではないかと思います。

それから、3ポツ目のところですが、NTTさんは、より具体的な移行工程スケジュールを示しなさいよ、しかも光IP電話への移行も視野に入れて、ということだとすれば、やはりユニバーサルサービスについて、「今後検討を行っていく」とか、先ほどから「いずれ」とかいう言葉が出ているのですが、この取りまとめの中で、工程表を示す必要があるのではないかと思います。

ちょっと厳しいことを言っておりますけれども、それが示されるかされないか、具体的に言うと、10ページ、11ページのところで、ユニバーサルアクセス的なことまで踏み込むのかどうか、変化をさせるのかどうかによって、おそらくNTTさんにとって、

光 I P 電話へのマイグレーションのスケジュールなど、いろいろ変わってくると思うんですね。

ですから、「いずれ」、「今後」というではなく、どういう場で、いつごろまでに決めなければいけないか、ということぐらいは、書き込むのは難しいとしても、匂わせるぐらいのことが欲しいなと思います。

○藤野料金サービス課長　ご指摘ありがとうございます。スケジュールということだと思うんですけども、メタル I P 電話のユニバーサルサービスの関係、それから料金については、今回、ここでその方向を出していただくということだと思います。あとは技術基準の関係ですね。これは別の審議会の場でやりましょうということですね。

それから、あと残っているのが、光時代におけるユニバーサルサービスなり、料金の関係についても、もちろん検討体制をつくっていかなくてはいけないと思いますけれども、これについても何かお示しするような形でここでやろうかと思しますので、よろしくをお願いします。

○関口委員　今の議論での時間軸みたいなことというのは、10 ページあたりに反映されると、もう少しわかりやすいかなと思っているんですね。

先ほどの次回資料の 27 ページのところを見ると、光 I P 電話の単独提供、これは一般論として導入すべきかどうかという議論ではあるんですけども、先ほど最後に柳迫氏が二重投資にならないようにアクセスの手段については検討しているとおっしゃったことに関連して言うと、現状でも高台移転ですとか新規の団地の開発、大規模団地の開発等では、光電話の単独提供はもう始まっていて、そこに連携してユニバーサルサービスも提供の範疇内に入れてあるわけですね。ですから、少なくとも現状においてもそのような、メタルと光を今から新たに引くというような二重投資を避けるという判断を、現実の政策の中でも実現しているわけですので、今後、メタルを新たに敷設をするということはまず考えられないわけですね。

ですから、メタル I P 電話は、現状の制度の中でいう黒電話相当というふうに見直すにしても、ここから次第に光 I P 電話のほうに移って行ってください、できればブロードバンドに移って行ってくださいというのが政策目標になってくるというふうにと考えると、現状言っている二重投資防止のような、既に限定的ながら光 I P 電話の単独提供みたいなメニューがごく一部スタートしているという現状認識をした上で、将来どこかのタイミングで光 I P 電話の一般的な単独提供の可能性を探るところにつながって

いくということが、ユニバーサルサービス制度の検討の中でもわかるようになっていくと、少し理解が進むような気がいたしました。

以上です。

○山内主査 ありがとうございます。何かありますか。

○柳迫料金サービス課補佐 単独メニューである光回線電話が高台移転とか限られたケースで補完的に提供されているということについて、現行のユニバーサルサービス制度との関係では補填の対象になっていないというところもありまして、ちょっと例外的な位置づけとなっております。今後、メタルの再敷設がなかなか現実的ではないということもございますので、そこはアクセス手段の柔軟化という観点から、ユニバーサルサービス制度を見直していくということも必要になってくると考えております。

また、27ページに書いています光IP電話の単独提供の必要性及び可能性についての検討というのも、光アクセス回線のコスト構造というものをしっかり検証した上で、今後ユニバーサルサービス制度の見直しの中であわせて検討していくものだと認識しております。

○山内主査 ありがとうございます。ほかに何かございますか。どうぞ。

○大谷委員 ありがとうございます。少し今までの議論に近い点と、新しい点についてお話をしたいと思うのですが、今までの議論とのつながりということですと、北委員のほうからご指摘のあった主語の部分ですが、7ページですね、IP網への移行の意義や国民生活へのメリットをより明確化するという、利用者や事業者への説明責任ということでは主語がNTTになるのは正しい記述だと思いますし、この記述そのものについては賛同いたしておりますけれども、移行の意味だとか、そのメリットといったことについては、おそらくNTT1人で担うべきものではないなと思っております。先ほども国民的な議論が必要だとか、そういったお話も出ていたところですので、この点についてはある意味、国の責任あるいはIP網を利用したサービスを提供されているさまざまな事業者にとっての責任でもあることも触れておかざるを得ないと思っております。

現在のPSTNの主な固定電話の利用者ということでは、家庭と法人の両方があって、家庭ではご高齢の方に多いというふうに認識しておりますけれども、さらにその家庭が高齢化してまいりますと、例えば、見守りロボットを入れて、IoTの恩恵を受けて、電話サービスにとどまらない新たなサービスを、IP網を通じて受けることができる、ブロードバンドとしてのメリットを享受できるという側面もあると思っておりますし、そうい

ったメリットをうたっていくということも、おそらくNTT1人ではなく、事業者それぞれに努力しなければいけないと思っております。

法人のIP機能の利用については、その上にさまざまなアプリケーションや、とても便利なサービスが備わっていると思っておりますので、それについてもやはり利用の例といったことがそれなりに周知されるような仕組みを持っていく必要があると思っております。

あともう1つ、全然違ったところなのですけれども、資料でいえば12ページの移行に伴い終了するサービスについてのルールということですが、こちらにまとめていただいた内容については全く賛同しているところなんですけれども、下から2番目の○のところ、こういったルールの適用されるサービスというのはどのようなものなのかと。利用者の利益の保護が必要と考えられるサービスというのは、あまねく全てのサービスがそういう側面を持っていると思っておりますけれども、ある意味、退出規制というのは同時に参入規制にもなり得るものでもありますので、こういった利用者保護についてのルールを備えていくべきサービスというものについては、十分に議論して、ある程度限定的なものにしていくということも強調しておきたいと思っております。以上でございます。

○山内主査 事務局、何かコメントございますか。

○安東事業政策課調査官 7ページ目のIP網への移行のメリットをどう説明していくかという点に関しましては、ここで書かせていただきましたのは、NTTの今年の11月の構想、さらにはその5年前の概括的展望を含めて、IP網への移行に関しての提言をもとに、NTT自身によるメリットの説明という部分を強調したものでございますが、ご指摘のとおり、NTTに閉じる話にならない部分ももちろんございます。

多様なサービスを提供できるという意味において、ユーザーに各事業者に訴求をしていくことになるわけでございますし、またその高度なサービス、先ほどの見守りシステムなどのIoTのような話もございますので、IP網における高度な多様なサービスを提供していくという意味で、それぞれのメリットの提示ということも、NTTの提示の波及としても重要な要素になってまいります。国としても、世界最先端IT国家宣言を示して政策を進めているところでございますので、その点で、多面的にIP網への移行のメリットを感じ伝えるという点は、それぞれの役割になっている部分があるというのは、そのとおりでございます。

また、12ページのルール化の対象につきましては、この点につきまして、利用者の利益の保護が必要と考えられるサービスとして、例えば、指定電気通信役務で影響が生

じる場合ということを書いておりますので、基本的にはあらゆるサービス全てが対象というよりは、利用者保護の観点で何が必要かというところを議論しながら、退出に当たっての代替サービスを受け入れる時間、また次の対応を検討する時間というものをどう確保するかということ念頭に検討を進めてまいる必要性は、ワーキングでもご指摘いただいていますし、きょうもご指摘もございましたので、その点はそのとおりだというふうに認識をしております。

○山内主査　　どうぞ。

○藤野料金サービス課長　　今の12ページのところを少し補足しますと、ある事業者から提供されているサービスが終了してしまうが、ほかの事業者から十分提供されていれば、それで保護が要らないとは言いませんが、困る度合いというのは少ないと思うんですね。

そういった意味からいうと、この事業者からのサービス提供がなくなると、場合によっては全く提供がなくなってしまうかもしれない、そういったサービスについて、こういうルールが必要かどうかというふうな方向で考えようと思っております。

○山内主査　　ありがとうございます。

まだあろうかと思いますが、そろそろ時間でございまして、全体について何か意見があればお聞きすると、それから次回、事業者対応のところをやるわけですけれども、次回お出になられない委員がもしいらっしゃったら、その点についても今ここでご発言を願おうかと思っておりますけど、いかがでしょう。特によろしいですか。

○安東事業政策課調査官　　大谷先生が次回ご欠席と認識しておりますのが、大谷先生でございますので、もしよろしければ、何かコメントございましたらよろしく願います。

○大谷委員　　9日に参加できないため、発言の機会をありがとうございます。現時点では、十分に資料を読み込めていない状況なので、的確なことを申し上げられるかどうか不安です。コストが十分には見えていない部分もあって、移行に伴う事業者に与える負担、特に中小の事業者の番号ポータビリティの確保についての負担ですとか、そのあたりは見えていないところもあると思いますし、おそらく事業者協議をさらに深めていただかなければいけない、マイライン機能、中継選択機能のところも、それにかかわるコスト等の十分な情報がないと判断ができないところが多いと思いますので、実際に24ページのところにも書いていただいているようですけれども、NTTがそのコストを明

らかにした上で事業者間協議を速やかに進めるべきという点はぜひとも必要なことだと感じました。

それからもう1点は、今後のサービス、代替的なサービスの中に卸という選択肢が出てくるので、28ページのところあたりに書いてあるのではないかと思うのですが、光サービス卸の競争に与える影響ですとか、そういったところについては十分に見きわめをして、今後のトレンドについて分析した上で、競争条件などについて議論していく必要があるのではないかと考えております。一言その点だけ申し上げたいと思います。

○山内主査　これはまた次回ということですので、よろしく願いいたします。

それで、ほかによろしいようでしたら、これで議論を終了させていただきます。今回は一応、前半戦が終了したということですね。来週また後半戦で事業者対応として求める要素について、説明、議論をしていきたいと思っております。

最後に、事務局から次回の日程等についてご説明いただけますか。

○宮野事業政策課補佐　次回委員会の日程につきましては、12月9日金曜日を予定しております。時間・場所等の詳細につきましては別途ご案内をさせていただきますので、よろしく願いいたします。以上でございます。

○山内主査　ありがとうございます。それでは、本日はこれで閉会とさせていただきます。どうもご協力いただきまして、ありがとうございました。

以上